

平成19年の所得が減り所得税が非課税だった方へ 税源移譲時の年度間の所得変動に係る減額措置制度

岡市民税課 ☎内206・291

平成18年分の所得税が課税されていた方で、退職や廃業などで収入が大幅に減少して平成19年分の所得税が非課税となった場合、税源移譲に伴う所得税の負担軽減が受けられず、平成19年度市民税・県民税の増額の影響だけを受けることになり、負担増となってしまいます。
このような所得変動による年度間の負担増を調整するため、市民税・県民税の減額措置制度が設けられました(今回限りの措置)。

■対象となる方

平成18年分所得税が課税されており、平成19年分所得税が非課税だった方。

ただし、平成19年中に亡くなられた方や、海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方は、対象となりません。

また、寄附金控除額など人的控除(配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)以外の控除額が増加したり、所得税の住宅ローン控除などにより、所得税が非課税となった方は対象となりません。

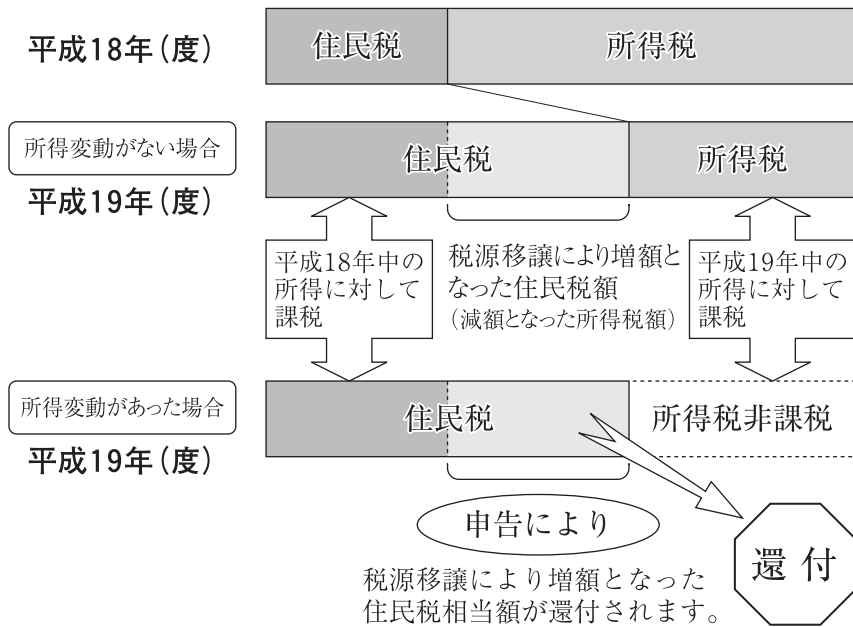
■減額措置の内容

「市民税・県民税減額申告書」を提出することで、すでに納税済みの平成19年度市民税・県民税の税額を税源移譲により増額となった相当額還付します。

■申告期限・提出先

平成20年7月1日(火)～7月31日(木)
平成19年度市民税・県民税を納税した市区町村(平成19年1月1日現在居住)へ「市民税・県民税減額申告書」を提出してください。
市では、市民税・県民税の課税が決定されていて、対象になると思われる方へ6月下旬に「市民税・県民税減額申告書」の発送を予定しています。
また、総務省のホームページから「市民税・県民税減額申告書」を取得することができますのでご利用ください。

総務省のホームページ <http://www.soumu.go.jp>



所得変動の例			(単位: 円)
	平成18年(度)	平成19年(度)	
所得税	220,000	122,500	平成19年の収入が減少した場合 還付されます!
市県民税	130,000	227,500	
合計	350,000	350,000	
	平成19年(度) 収入なし		差 額
	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	
所得税	0	0	0
市県民税	130,000	227,500	97,500
合計	130,000	227,500	97,500

市民税・県民税の税制が変わります

平成20年度から適用される市民税・県民税の主な変更項目

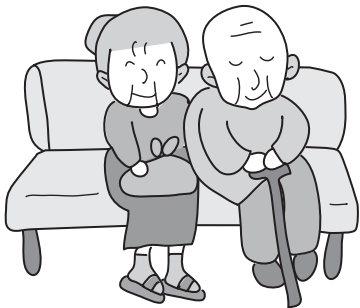
1. 地震保険料控除の創設

損害保険料控除が改正され、地震災害に対する市民の自助努力による個人資産(住宅・家財)の保全を促進し、災害時における将来的な市民負担の軽減を図るため、地震保険料控除(地震保険料の2分の1、上限2万5千円)が創設されます。

これに伴い、従前の短期損害保険料は控除対象からはずれ、また長期損害保険料控除については、平成18年12月31日までに締結した契約は改正前の損害保険料控除を適用する経過措置となりました。

2. 市民税・県民税における住宅借入金等特別税額控除の創設

平成19年度の税源移譲により所得税が減額となり、所得税から控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。そこで、税負担が変わらないようにするため、市民税・県民税から税額控除する制度が設けられました。
平成11年から平成18年までに居住し、所得税から控除しきれなかった額がある方は、市民税・県民税住宅借入金等特別税額控除の申告をすることにより、翌年度の市民税・県民税(所得割)から税額控除することができます。



3. 高齢者非課税措置廃止に伴う経過措置の終了

平成17年1月1日現在、年齢65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方に適用していた市民税・県民税の非課税措置が、少子高齢化が急速に進行するなかで、年齢に関わらず公平に税負担を分かち合う観点から、平成18年度課税分以降廃止されました。

なお、急激な税負担の増加を軽減する経過措置として、平成18年度には税額の3分の2相当額、平成19年度には3分の1相当額が軽減されていましたが、平成20年度以降はこの経過措置が終了し、本来の税額で課税されます。

